

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第14号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																				
(納付の時期及び方法の特例)		(納付の時期及び方法の特例)																				
第2条 (略)		第2条 (略)																				
2 条例第4条ただし書の規定により、次の表の右欄に掲げる手数料は、現金により納付するものとする。		2 条例第4条ただし書の規定により、次の表の右欄に掲げる手数料は、現金により納付するものとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例別表の項</th> <th>手数料の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>151の2の項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	条例別表の項	手数料の名称	1の項	(略)	151の2の項	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例別表の項</th> <th>手数料の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>96の項</td> <td>入山手数料</td> </tr> <tr> <td>151の2の項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	条例別表の項	手数料の名称	1の項	(略)	96の項	入山手数料	151の2の項	(略)	(略)				
条例別表の項	手数料の名称																					
1の項	(略)																					
151の2の項	(略)																					
(略)																						
条例別表の項	手数料の名称																					
1の項	(略)																					
96の項	入山手数料																					
151の2の項	(略)																					
(略)																						
別表第1 (略)		別表第1 (略)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例別表の項</th> <th>手数料の名称</th> <th>減免の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>184の項</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条例別表の項	手数料の名称	減免の理由	(略)			184の項	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例別表の項</th> <th>手数料の名称</th> <th>減免の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>184の項</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>96の項</td> <td>入山手数料</td> <td>1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病</td> </tr> </tbody> </table>	条例別表の項	手数料の名称	減免の理由	(略)			184の項	(略)		96の項	入山手数料	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病
条例別表の項	手数料の名称	減免の理由																				
(略)																						
184の項	(略)																					
条例別表の項	手数料の名称	減免の理由																				
(略)																						
184の項	(略)																					
96の項	入山手数料	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病																				

にかかっている
旨の証明を受け
ている者（以下
この項において
「障害者」とい
う。）が入山をす
るとき。

2 障害者が入山
をするときに現
に付き添って介
護を行っている
者が入山をする
とき。

3 小学校、中学
校又は高等学校
の教育課程に基
づく教育活動
（これらに準ず
るものを含む。）
として児童、生
徒等が入山をす
るとき。

4 小学校、中学
校又は高等学校
の教育課程に基
づく教育活動
（これらに準ず
るものを含む。）
として入山をす
る児童、生徒等
を引率する者が
入山をするとき。

5 その他知事が
特別の理由があ
ると認めると

